

使用料・手数料の見直しに対する意見と旭川市の考え方について

意見 1

- ・新施設の整備など施設維持コストは増加の傾向にある中で、なぜ今使用料を減額する必要があるのか疑問である。また、料金設定の基準は果たして妥当であるのか。値上がりする施設と下がる施設の差があまりに大きいと感じる。

算定に当たっては、将来的な市全体の財政や税収の見通しを持った上で、使用料収入から施設建設費の返済や運営費を補えるような料金を設定することが望ましい。一旦下げた料金を後から上げようとしても利用者の理解は得られにくいと思われるため、慎重な検討、判断を求めたい。

【旭川市の考え方】

今回、使用料・手数料の見直しを行うのは、行政サービスを利用し利益を受ける方と利益を受けない方との負担の公平性を確保するため、最新のコストを反映した適正な料金を設定するという「受益と負担の適正化」の考え方によるものです。

平成 29 年 10 月に策定した「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針（改訂版）では、対象となるコストや負担割合など料金設定の基本的な考え方を定めており、この取組指針は策定の際に市民説明会やパブリックコメントを実施することによって市民の皆様の御意見を伺いながら、内容の妥当性について検討を重ねてきたものとなります。なお、建設費の返済に充てる減価償却費については、指針策定までの段階で対象コストに含めることも検討しましたが、パブリックコメントにおいて反対意見が多かったことから、今回は見送ったところです。

この取組指針に基づき料金を算定したところ、施設使用料の一部に大きな増減額が生じておりますが、これは、前回（平成 18 年）の料金改定時に比べ施設運営コストが増減していることや、受益者の負担割合を 100%としていた施設について、サービスの内容を考慮し、負担割合を 50%に引き下げたこと等によるものです。

今後も定期的な見直しを行うことにより、適正な料金となるよう引き続き取り組んでまいります。

意見 2

- ・指定管理者制度及び利用料金制を導入している施設について、利用料金が大幅に減額となった場合、利用率向上等の運営努力による収入増が見込みづらくなり、さらに不足分を市費から補填されるのであればそもそも運営努力は不要、という考えを持たれかねない。
施設サービスの低下を招かないよう、しっかりと考えていくべきである。

【旭川市の考え方】

今回の見直しにより減額が見込まれている施設のうち、指定管理者制度及び利用料金制を導入している施設については、利用料金収入の減により施設運営に支障を来すことが懸念されることから、現在のサービスレベルが維持されるよう不足相当額を委託料で補填する必要があると認識しております。同時に、利用料金収入の確保や施設の利用率の向上、施設の健全な運営に向けた協議を指定管理者と継続的に行ってまいります。

意見 3

- ・ 地域集会施設の一部は地域で運営委員会を組織し管理しているが、使用料以外の収入もない中で、大幅な減収による経費不足分を全て市費で賄おうとするのはいかがか。それならば同会有一些程度自立できる料金を設定する方が、健全な運営が行われるのではないか。

【旭川市の考え方】

今回の見直しは、前述のとおり「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針（改訂版）に基づくものであり、今後も4年を目途とした定期的な見直しを行うこととしており、その時々での適正な料金を設定していくことを目指しています。

その際には、運営委員会を含め様々な管理体制の元で施設の健全な運営が維持されるよう、適正な料金設定に努めてまいります。

意見 4

- ・ 地域の施設は定期的な利用団体で早期に予約が埋まっていることもあり、新規団体は利用が難しい現状にある。一概に減額し、使いやすくすれば利用が増えるということにはならないと考える。

【旭川市の考え方】

各地区の施設の利用状況を考慮すると、定期的に利用されているケースも見受けられることから、使用料の減額によって必ずしも利用が増加するとは限りませんが、地域集会施設における共通料金の導入により、利用者にとっての活動場所の選択肢や活動範囲が広がるという効果も期待されています。

今後、新たな利用者に対する空室の情報提供の在り方を検討するなど、利用者の増加に向けて指定管理者と協議を行ってまいります。

意見 5

- ・ 部屋ごとの単価を一定に維持することが本当に必要なのか。利用者のニーズに合った部屋の料金は高めに設定し、収入に充てるといった感覚も必要ではないかと思われる。

【旭川市の考え方】

これまで、施設が老朽化した場合には「建替え」という手法が一般的でしたが、今後全市的に老朽化した施設の建替えが困難になりつつあることから、住民センター・地区センター・公民館等の地域集会施設につきましては、「地域集会施設の活用方針」において、施設の効率的な活用により、多様な利用目的に対応できるようにする考えとしております。このため、全ての地域集会施設を同じような料金で利用できる環境を整えることにより、施設の有効活用を図るとともに、利用者にとって活動場所の選択肢や活動範囲が広がるという効果も期待して、貸室の面積区分に応じた共通料金を導入することとしたものです。

今後も定期的な見直しを行うことにより、適正な料金となるよう引き続き取り組んでまいります。